

福井県下水道協会  
下水道排水設備工事責任技術者に関する違反行為等の処分基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福井県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定等に関する規程（以下「規程」という。）第17条に基づき、第2条第4号に定める責任技術者（以下「責任技術者」という。）に対して処分を行う場合について必要な事項を定め、もって処分における公正の確保、意図透明性の向上を図ることを目的とする。

(違反点数の決定)

第2条 福井県下水道協会会長（以下「会長」という。）は、規程第17条第1項第4号から第6号に掲げる事由（以下「違反行為等」という。）が、責任技術者の行為に起因すると認めるときは、別表1に定める違反基準点数に基づき、違反点数を決定する。

(処分)

第3条 会長は、前条の規定により決定した責任技術者の違反点数が別表2の処分基準点数に掲げる点数に達したときは、当該処分内容の欄に定めるところにより処分を決定する。

- 2 会長は、処分を決定したときは、責任技術者に対し、違反行為等に係る処分通知書により通知する。
- 3 責任技術者が、前項の処分に従わないときは、さらに処分基準点を付加して処分を決定する。

(違反点数の有効期間)

第4条 各違反行為ごとの違反点数の有効期間は、当該違反行為のあった日（以下「行為日」という。）から起算して2年間とする。ただし、違反行為等を確認した日までの期間が1月を超える場合は、当該確認日を行為日とみなす。

(雑則)

第5条 この基準に定めることのほか、違反行為等の処分に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

規程第 17 条 第 1 項 第 4 号	責任技術者証を他人に譲渡、又は貸与したとき (規程第 14 条)	登録の取消
	登録の一時停止を受けたが技術者証を返納しないとき (規程第 14 条)	2 点
	登録内容変更の申請を怠ったとき (規程第 16 条)	2 点
規程第 17 条 第 1 項 第 5 号	下水道管理者へ計画確認申請書の提出をせずに排水設備 工事を施工し、かつ公共枿に接続したとき	5 点
	下水道管理者へ計画確認申請書の提出をせずに排水設備 工事を施工したとき	4 点
	下水道管理者の指定を受けずに、排水設備工事を施工し たとき	4 点
	虚偽の申請等をしたとき	4 点
	排水設備工事の施行に関し下水道管理者の指示に従わな いとき	4 点
	受注した工事を正当な理由なく、遅延もしくは中止しよ うとしたとき	4 点
	違反行為等に起因して発生した問題等の解決を怠ってい ると会長が認めたとき	4 点
	下水道管理者に計画確認申請書を提出したが、確認を終 える前に排水設備工事を施工したとき	2 点
	排水設備工事において誤接続を行ったとき	2 点
	排水設備工事の完了検査で指摘された補修工事を実施し なかったとき	2 点
	排水設備工事完了後、下水道管理者が定める期限までに 完了届を提出しなかったとき	1 点
排水設備工事後の完了検査に正当な理由なく立ち会わな かったとき	1 点	

	その他条例等に違反したとき	その状況に応じ会長が決定する点数
	その他業務に関し、下水道管理者の指示に従わないとき	
規程第17条 第1項 第4号	登録の効力停止期間中に責任技術者としての業務を行ったとき	登録の取消
規程第17条 第1項 第6号	罰金刑以上の刑事処分を受けたとき	

別表2（第3条関係）

処分基準点数	処分内容
6点未満	文書注意
6点又は7点	1月の登録の効力停止
8点又は9点	3月の登録の効力停止
10点又は11点	6月の登録の効力停止
12点又は13点	1年の登録の効力停止
14点以上	登録の取り消し